

1 (2) 無産婦人を指導勢力とする階級的大衆的單一の過渡組織

を原則とする全体的婦人団体(所謂婦人同盟)を組織し、之を労働農

民党の一般綱領目標に近づかせるため、

2 二 従つて綱領は行動綱領にして政治的、経済的、社会的に男子との差別

撤廃並に労働婦人、女性保護等を綱領目標として掲げること(例へば

言論結社集會の自由、男子との同等の選挙権被選挙権の獲得

法律上の於ける封建的性的差別の撤廃、同労働に於ける同賃銀

の支給、団体権四民業種の確立、最低賃銀法の制定、婦人の夜業、豫業

並に危険作業の禁止、寄宿舎制度其他一切の封建的労働制度
の撤廃、労働婦人保護の徹底、無産婦人の人身売買の禁止、教育